○　刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令の運用について（依命通達）

［平成１８年５月２３日矯成第３３１３号
矯正管区長、行刑施設の長あて］

改正　平成２０年　５月３０日矯総３４３５
平成２１年１２月　８日矯成６４７４
平成２８年　５月２５日矯成１４６５
令和　５年１１月２４日矯成２０４２
令和　７年　５月２９日矯成１３８７

標記について、下記のとおり定め、刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令（平成１８年法務省矯成訓第３３１２号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日（平成１８年５月２４日）から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、平成６年３月３１日付け法務省矯教第７０７号当職依命通達「釈放前指導等に関する訓令の運用について」及び平成６年８月８日付け法務省矯保第１９９７号当職依命通達「刑執行開始時の指導及び訓練に関する規程の運用について」は、廃止します。

記

１　刑執行開始時の指導の期間の延長又は短縮について（訓令第４条関係）

⑴　刑執行開始時の指導の期間を延長する場合は、おおむね、複数の刑事施設において刑執行開始時の指導を行う場合のほか、受刑者が次のいずれかに該当する場合とすること。

ア　刑事施設において初めて刑の執行を受ける者

イ　少年

ウ　執行すべき刑期が１０年以上の者

⑵　訓令第４条第２項に規定する矯正局長が定める場合は、一つの刑の執行に引き続き刑名の異なる別の刑の執行を受ける場合とすること。

⑶　刑執行開始時の指導を短縮する場合は、上記⑵に定める場合のほか、受刑者が次のいずれかに該当する場合その他真にやむを得ない場合とすること。

ア　１年以内に当該刑事施設から釈放された者

イ　執行すべき刑期が３月未満の者

２　刑執行開始時の指導の標準カリキュラムについて（訓令第５条関係）

訓令第５条第３項の標準カリキュラムは、別表１のとおりとすること。

３　釈放前の指導の期間の延長又は短縮について（訓令第６条関係）

⑴　釈放前の指導の期間を延長する場合は、おおむね、受刑者が次のいずれかに該当する場合とすること。

ア　釈放前の指導の開始時において年齢が２６歳未満の者

イ　執行すべき刑期がおおむね１０年以上の者

⑵　釈放前の指導の期間を短縮する場合は、執行すべき刑期がおおむね６月未満である場合その他真にやむを得ない場合とすること。

４　釈放前の指導の標準カリキュラムについて（訓令第７条関係）

訓令第７条第２項において準用する訓令第５条第３項の標準カリキュラムは、別表２のとおりとすること。

5　社会との連携

釈放前の指導を行うに当たっては、篤志面接委員、民間協力者、公共職業安定所、更生保護官署、地方公共団体のほか、必要に応じ、地域生活定着支援センターその他福祉関係機関との連携に十分配慮すること。

別表1　刑執行開始時の指導の標準カリキュラム

項目	内容	時間
受刑の意義と動機付け	刑罰の意義と犯罪に対する責任 社会規範の遵守 受刑の心構え 自己の問題点の理解と自覚 処遇要領と評価 受刑生活への積極的な意欲の喚起と態度の養成	4
処遇制度等	制限の緩和 優遇措置 仮釈放制度	2
被害者等の心情等の聴取及び伝達	被害者等の心情等の聴取及び伝達制度とその意義	1
作業	作業の動機付け 就業上の心得 安全衛生 作業報奨金・手当金 作業等工 職業訓練 外部通勤作業	2
改善指導及び教科指導	一般改善指導、特別改善指導 補習教科指導、特別教科指導	2
社会復帰支援	宿泊場所に関する支援、就業又は修学に関する支援等の社会復帰支援の内容とその意義	1
所内生活一般	受刑生活の心得（起居動作の要領、生活指導等） 運動・入浴等 面会及び信書の発受 賞罰及び遵守事項不服申立て 書籍等の購入及び閲覧 宗教上の儀式行事及び教誨 篤志面接委員制度 余暇活動（クラブ活動、レクリエーション、自己契約作業等）	4
貸与等	食事、衣類、寝具その他の物品の給貸与	1
保管私物、領置、差入れ、交付及び購入	保管私物の取扱い 領置金品の取扱い 金品の差入れ・交付の取扱い 購入の取扱い	1
保健医療	健康管理 医療 保健衛生	1
集団生活上必要な行動様式	受刑生活における諸動作等	2
その他	公的年金、在留管理、運転免許証の更新等	1
	開始式（オリエンテーション含む）、修了式等	1
計		23

別表2　釈放前の指導の標準カリキュラム

項目	内容	時間	備考
オリエンテーション	釈放前指導期間中の生活の心得 (生活上の諸注意、起居動作の時間帯等) カリキュラムの説明	2	
社会復帰の心構え等	受刑生活の振り返り 社会復帰の心構え 釈放後の生活設計と課題 アンケート(所内生活の反省等) 釈放時感想文記載 自己の強みと問題点 被害者等への謝罪及び被害弁償の在り方等	6	
社会保障	年金 健康保険 生活保護 福祉制度	2	
社会生活への適応	社会変化(物価、生活様式、交通機関等) 家庭、地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方(言葉遣い、服装、態度、問題解決の方法等) 社会奉仕活動、構外作業、社会見学、工場見学等	3	
法律関係手続	復権、刑の消滅、累犯加重、選挙権、戸籍 運転免許証の更新	2	
就労	経済状況、労働状況、雇用・賃金の状況 職業安定法、雇用対策法 職業案内	2	
釈放と保護	仮釈放の意義 遵守事項 保護観察制度 更生緊急保護 更生保護施設 保護司 その他更生保護に関すること	4	釈放の事由に応じて実施する。
生活管理等の指導	金銭管理 健康管理、感染症対策 余暇時間の活用 各種依存(薬物、飲酒、ギャンブル等)指導 交通安全指導 反社会性集団からの離脱	2	
その他(諸手続)	領置金品調べ 釈放時手続 仮釈放を許す旨の決定書交付式	2	交付式は、仮釈放者のみ実施する。
計		25	